

厚生労働省発生食0519第2号
令和3年5月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うこと
が明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格（以下「成分規格」という。）の5に新たな試験法として「ゲンチアナバイオレット試験法」を追加すること。
2. 成分規格の7（5）に規定される「 α -トレンボロン及び β -トレンボロン試験法」を削除し、同一内容の試験法を「酢酸トレンボロン試験法」として成分規格の6に追加すること。

